

第3回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会

日時 令和元年7月25日（木）

午前10時～

会場 中央卸売市場

3階中会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ（山下農林担当部長）

3 協議事項

(1)第2回あり方研究会議題「業務条例改正案」の意見書について

(2) その他

4 閉 会

浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会委員(協力会理事)

委員区分	役職名	備考
水産卸会社	(株)浜松魚市代表取締役社長 宮地 一郎	
水産卸会社	浜松魚類(株)代表取締役社長 川村 雅美	
青果卸会社	浜松青果(株)代表取締役社長 松井 英司	
青果卸会社	(株)浜中代表取締役社長 山下 茂春	
水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長 櫻井 秀己	
青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長 伊藤 嗣男	
青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長 山本 寿範	
果物商業協同組合	果物商業協同組合理事長 松本 光由	
水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長 春日 大史	
関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長 山田 晴久	

開設者	産業部農林水産担当部長 山下 文彦 農業水産課長 北嶋 秀明 農業水産課長補佐 前野 隆典	
-----	---	--

市場協力会	市場協力会事務長 小粥 康弘	
-------	----------------	--

管理事務所	浜松市中央卸売市場 名倉 勝 中村 直行 高柳 光男 古橋 育三 池谷 謙司 三浦 宏之 浅井 祐城	(法改正) " (経営展望) " "
-------	---	--------------------------------

令和元年7月25日

第3回あり方研究会意見書

団体名

浜松市中央卸売市場業務条例改正（案）の方針説明を受けて、開設者の考え方に対してご意見がある方は、8月12日（月）までに管理事務所までご提出ください。

現行業務条例	団体の意見	市の意見
<p>・第3条(取扱品目)</p>	<p>・第3条の取扱品目については、現状、扱っている枠内での品目と認識するが、それで可と判断するが良いか。</p>	<p>・改正卸売市場法では、第4条第2項の認定の申請及び施行規則第1条における「中央卸売市場の認定を受けることのできる卸売市場」に規定されているため、生鮮食料品等を青果物、水産物及び生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品等で市長が別に定めるものとし、現行の要綱に沿った物品を考えている。 ・そのため、苗類、花き、正月飾りなども、委託者が持込む少量の物品と捉えている。 ・この取扱を貴社の買付販売として、多く取り扱うことになれば、卸売業務では認められないため、兼業としての市場外売買取引をお願いする。</p>
<p>・第13条(せり人の登録)</p>	<p>・せり人登録は、各卸会社の申請方式とするのか。 ・せり人資格の認定は。(従来どおり、開設者の認定証の交付は。)</p> <p>【試験制廃止・研修会の開催等へ】 ・試験の廃止は問題ないが、せり人としての心構えや基本的な条例を覚えるためにも、資格を持つ時の講習は必要ではないかと思う。 ・また、仲卸しへも基本条例を伝えるためにも、講習は、定期的実施した方がよいと思う。</p>	<p>・せり人登録については、各卸会社から開設者への届出制方式とし、新規せり人届出者には、開設者による法令等の研修会を開催する方針とし、従来の試験制は廃止する。 ・また、せり人の更新者については、更新制を廃止し、必要に応じて研修会を開催していく。 ・なお、新規せり人届出者へのせり人章及び登録証の交付は、従来どおり開設者が行う。</p> <p>・新規せり人の届出者には、法令、条例等について、研修会を開催し、法令などの周知に努めていく。 ・基本条例は、卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び売買参加者並びに買出人についても必要に応じて研修会などを実施していく。</p>
<p>・第54条(仲卸業者の業務の規制)</p>	<p>・卸売業者に認められない取扱品目を仲卸が直荷引きによって販売するケースが現況で見られるが、この点をどのように考えるのか。 ・前回、仲卸の取扱品目に関して記載がない旨の質問があったが、直荷引きが認められるにあたり、明記すべきでは。</p>	<p>・浜松市中央卸売市場の取扱品目は、業務条例第3条(取扱品目)のとおりであり、取扱品目以外のものが市場の店舗において販売されている場合は、指導、改善の対象と考える。 ・卸売業者、仲卸業者及び売買参加者が市場において扱う物品は同一の取扱品目である。従って、直荷引きの扱う品目も同様である。</p> <p>・仲卸業者が直荷引きする場合も、同一の条件であり、条例で規定されている取扱物品以外のものを仕入れて市場において販売することはできない。</p> <p>・仲卸業者が取扱品目以外のものを扱うのであれば、兼業業務として市場の外での販売をしなければならない。</p>
<p>・第80条の2(市場取引委員会)</p>	<p>・市の附属機関として規定はしないとのことだが、市場の現状を市に伝えるためにも、何らかの形で条例に規定すべきではないか。</p>	<p>・市場運営、整備などを協議する場として、学識経験者を含めた第三者機関として、現在の開設運営協議会は残していく。 ・取引委員会は、改正条例では規定はしないが、市場関係者の任意団体として協議会を立ち上げていただきたい。 ・市は、こうした任意団体で組織された協議会にオブザーバーとして参加し、その現状を把握していく。</p>
	<p>・全体として、開設側から説明のあった条例改正(案)、意見について了解とする。</p>	

※商業協同組合(売買参加者・買出人)、関連事業者からの意見書の提出なし。

浜松市中央卸売市場業務条例の改正について

定 義

【卸売業者】

卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者。

【仲卸業者】

卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者。

浜松市中央卸売市場業務条例の改正について

1. 許可、名称等変更、許可取り消し

新規に追加する条項

- ・卸売業者の事項

2. 開設者へ実績報告書の提出

- ・第三者販売を行った場合の月間実績報告
- ・市場外物品の卸売を行った場合の月間実績報告
- ・卸売業者が卸売を買受けた場合の月間実績報告
- ・仲卸業者の直荷引きを行った場合の月間実績報告

浜松市中央卸売市場業務条例の改正について

3. インターネット等による公表

新規に追加する条項

- ・卸売業者による売買取引の条件の公表
- ・卸売業者による売買取引の結果等の公表
- ・卸売業者による売買取引の結果等の市長への報告

【売買取引の条件の公表内容】

- ①卸売業者の営業日、営業時間
- ②卸売業者の取扱品目(野菜、果実、生鮮漁など)
- ③生鮮食料品等の引渡しの方法
(例:出荷者等からの物品の引受け方法 買受人への買受物品の引渡し方法など)
- ④委託手数料、その他生鮮食料品等の卸売に関する出荷者等又は買受人が負担する費用の種類、内容及び金額
- ⑤生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日、方法
- ⑥卸売業者が買受人に交付する奨励金、その他の販売代金以外の金銭がある場合は、種類、内容、金額

【売買取引の結果等の公表内容】

- ①卸売予定数量
- ②その日の売買取引ごとの数量、金額
- ③前月分の委託手数料受領額、出荷者・完納奨励金交付額等月単位報告

浜松市中央卸売市場業務条例の改正について

1. せり人登録制を届出制に修正

修正する条項(抜粋)

- ・試験を法令研修に置換える。(法改正等の周知は、卸売業者に限らず仲卸業者外関係者も含む。)
- ・卸売会社からの届出制とする。(卸売会社推薦とする届け出制)
- ・現在のせり人登録証及びせり人章の発行は開設者が行う。

2. 市場の売買取引の方法

- ・せり売、入札の方法、相対取引とする。(現行条例の別表の物品規定を廃止。)
- ・差別的な取扱いの禁止事項の一部追加。
「開設者が取引参加者に対し、不当に差別してはならない。」事項を追加。

浜松市中央卸売市場業務条例の改正について

- せり人試験及び登録更新の廃止
- ◇ 第三者販売の原則禁止の廃止
- 商物一致の原則の廃止
- ◇ 直荷引きの原則禁止の廃止
- 卸売業者の卸売の相手方としての買受けの禁止の廃止
- ◇ 受託契約約款の条例規定の廃止
- 委託手数料率の条例規定の廃止
- ◇ 売買仕切金の前渡し等に関する条例規定の廃止
- 出荷奨励金の交付の条例規定の廃止
- ◇ 卸売代金の変更の禁止の規定の廃止
- 物品の品質管理の方法の規定の廃止
- ◇ 市場取引委員会の設置の規定の廃止

廃止する条項(抜粋)

浜松市中央卸売市場業務条例の改正について

- 開場の期日、開場の時間
- 許可に係る保証金の預託等
- 仲卸業者、関連事業者の許可
- 売買参加者、買出人の承認制（一部要綱規定）
- 施設の使用指定等に関する事
- 市場の使用料に関する事
- 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者への検査、報告、改善措置命令、監督処分及び市場秩序の保持に関する事
- 開設運営協議会の設置に関する事
- 自動車の入場登録に関する事

変更しない条項(抜粋)